

国立大学法人富山大学情報資産保護の体制に関する規則

平成28年10月25日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、[国立大学法人富山大学情報資産保護に関する基本方針](#)に基づき、情報資産の保護及び管理を統括的に行う体制に関し、必要な事項を定める。

(情報統括責任者)

第2条 本学に、情報統括責任者（以下「CIO」という。）を置き、学長が指名した理事をもって充てる。

2 CIOに事故がある時は、CIOがあらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

3 CIOは、本学の情報資産（附属病院に係る診療情報を除く。）の保護及び管理、情報化推進並びに情報基盤の構築及び整備に関する業務を統括する。

(情報セキュリティ統括責任者)

第3条 本学に、情報セキュリティ統括責任者（以下「CISO」という。）を置き、学長が指名した理事をもって充てる。

2 CISOに事故がある時は、次条に規定するCISO補佐が、その職務を代行する。

3 CISOは、本学の情報セキュリティ（附属病院における情報セキュリティを除く。）に関する業務を統括する。

(CISO補佐)

第4条 CISOを補佐し、情報セキュリティに関する業務を行うため、CISO補佐を置く。

2 CISO補佐は、CISOがあらかじめ指名する者をもって充てる。

(診療情報統括責任者)

第5条 本学に、診療情報統括責任者（以下「病院CIO/CISO」という。）を置き、附属病院長をもって充てる。

2 病院CIO/CISOは、附属病院に係る診療情報の保護及び管理、情報化推進並びに情報セキュリティの業務を統括する。

3 附属病院に係る診療情報の保護及び管理、情報化推進並びに情報セキュリティの業務を行う体制に関し必要な事項は、別に定める。

(情報委員会)

第6条 本学に、情報資産の保護及び管理等に係る事項について審議するため、情報委員

会を置く。

2 情報委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(情報セキュリティ委員会)

第7条 本学に、C I S Oが情報セキュリティに係る事項について意見を聴くため、情報セキュリティ委員会を置く。

2 情報セキュリティ委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年10月25日から施行する。